

平成 29 年 度

第 9 回

多良木町農業委員会総会議事録

平成 29 年 12 月 8 日

多良木町農業委員会

平成29年度

第9回

多良木町農業委員会総会議事録

1 場所 役場委員会室

2 日時 平成29年12月8日(金)午後4時

3 出席委員

1	谷口 照幸			3	小田 康宣	4	深水 良子
5	椎葉 史郎	6	田山 俊博	7	星原 一男		
9	西 辰郎			11	秋山 昇	12	黒木 康德
13	尾方 隆博			15	藤本 優	16	益田 良則
17	林田 裕司	18	福嶋 重實				

4 欠席委員

2	児玉 ちさ子	8	岩崎 正行	10	西 丈一	14	加藤 征一郎
19	中野 友春	20	田中 英一				

5 事務局出席

局長 川越 恭子	係長 佐々木 英人	参事 小田 智子
----------	-----------	----------

6 議事

日程第1

議事録署名

5 番	6 番
-----	-----

日程第2

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3

議案第34号 農地法第4条第1項の規定による進達意見決定について

日程第4

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による進達意見決定について

日程第5

議案第36号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第6

議案第37号 下限面積の設定について

日程第7

議案第 38 号 事前調査委員の指名について

日程第8

報告代12号 農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第6

その他

○事務局

平成 29 年度第 9 回多良木町農業委員会総会を開催いたします。

会長よりご挨拶をお願いします。

○会長

皆さん改めまして、こんにちは。

お世話になります。

皆様方にはお忙しい中に総会に出席をいただきありがとうございます。

先日から、郡市農業委員会協議会主催の全体研修会には、沢山の方参加をいただき大変お疲れさまでございました。

研修会では、農業公社、農業会議の講演、講話の後に、先に新制度に移行しております多良木町と錦町の委員さんから活動事例の報告をしていただきました。

多良木町からは、児玉委員から中立の立場での事例の報告をいただき大変好評でございました。

後のですね、意見交換会の場では多くの方々から、大変こう、褒めてもらいました。

きょうは残念ながら欠席ですが、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

これからも、協議会の運営に努力をしまいたいと思いますので、皆さんがたからの提案なりありましたらご提供いただければと思います。

私、先月 30 日には、全国農業委員会会長代表者集會に参加をしましました。

県内からですね、会長さん 12 名農業会議の事務局長課長、14 名が参加をしました。

全体で約 1,000 名集會でございました。

今回のテーマは農地利用の最適に全力を挙げようということで、農地利用の最適化に向けたパネルディスカッションとか、申し合わせの要請決議と一定の日程を終了しまして、その後午後 5 時からでございますが、県内の選出の国会議員の先生方と意見交換会がありました。

それぞれで意見を各会長さん出しておられました。

私は鳥獣害被害対策の補助金について私見を述べさせていただきました。

内容としましてはですね、従来は予防的な措置についても補助の対象となっておりますが、現在では実際に被害があつて被害金額を出して申請をするという、要件がちょっと厳しくなっているという話をしまして、要件が厳しいのを緩和するのではなくて、その要件を要件のハードルを元の高さに戻していただく、いわゆる予防的な措置について、補助の対象にしていただきたいというような話をしました。

先生方も当然の話で、要件が厳しくなったというのは聞いていないという話でしたが、調べてみて何らかの回答があるのではなからうか、そういうふうに思っております。

それから、2 日目はですね、群馬県の渋川市というところに行きました。

渋川市の農業委員会の会長さん、職務代理の方ですが、事務局長さん、6 名で対応をさせていただきました。

テーマはですね、農業委員と最適化推進委員との連携による農地利用集積及び遊休農地の解消についてということでした。いろんな意見を出しあってまいりました。

詳しくはですね、事務局に資料を置いておりますので興味がある方は見ていただければと思います。

ちょっと長くなりますので、あとの報告は後の場で話をさせていただきます。

本日総会の後には、忘年会も予定をしております。

最後まで、お付き合いをいただきますようお願いし、挨拶とさせていただきます。

また今日は町長さんがおいでですので、お言葉いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○事務局

続きまして、本日、議会の合間を縫って、おいでいただきました町長よりごあいさつをお願いいたします。

○町長

それでは皆さん改めましてこんにちは。

今年もですね余すところ 20 数日ということになってしまいました。

非常にもう押し迫ってきまして、こうやっても何か周りがですね、ばたばたと、これは議会ということもあるんですけども騒がしくなってきました、その年賀状も書かんといかんと思っておりますが、議会議員の皆さんもですね年賀状は議会が終わってからということで話をしておられました。

5 日から議会が始まっております、今ちょうど中日ということで 4 日間たちました。

土日を挟んで、今度は 11 日から 14 日までは 11 日に審議採決というのが予算を審議採決する議会があるんですけど、そのあとずっと一般質問があります。

一般質問は、11 名の議員さんの中で 9 名、今回ですね。

たくさん一般質問をしていただきますので、私は非常にうれしいと思ってるんですが、職員の方々なかなか大変かなと。

今、一般質問の打ち合わせの詰めをやっているところです。

皆さん方も、もしできればですね、11 日の午後から 14 日の午前中まで一般質問 9 名の方がされますので、ぜひ傍聴に来ていただければというふうに思っております。

それから、もう夜、夕方ですね日が沈みますと非常に寒くなりますので、どうか体調管理にはですね、十分気をつけていただいて風邪などひかれないように、年末、そして楽しいですね、正月が送れますようお願いしたいというふうに思っております。

それから実は、きょうの朝刊を見ておりましたら、1 面に県議会議員が 1 人増えるというのがありました。というのが合志市ですね、県北なりますけれども、ここ数年で 3,000 人ほど人口が増えていると。国勢調査でですね。

今もっと増えてると思うんですが、現在が 58,000 人いらっしゃるそうです。

合志市が 1 人しか、県議会議員が出ておられないので、今度の、来年の 2 月の県議会

で自民党の方から提案をして1増ということになるようです。

今、48人の県議会議員がいらっしゃいますので、これが49名の県会議員ということになるかと思えます。合志市の場合58,000人です。球磨郡の場合は、今、5万5000人です。ですから、球磨郡も、今2名の議員の方がいらっしゃいます。

これが、いろいろお話があつてましたけれども、当面はこの2名の方々が、私たちの考え方を県に伝えていただくということになるかというふうに思っております。

それから、今年も色々あつたんですけれども、やはり私が1番印象に残ってますのは、台風が三つ来ましたがどれも反れてくれたということです。

特に9月に来ました18号はですね、大変皆さん心配していただいて、私たちも、役場に16日から泊まり込んでいたんですけれども、幸い、少しイチゴのハウス等々ですね、被害があつたようなんですけれども、これもそんなにたくさん大きい被害ではなかつたということで、これが本当1番安心をいたしました。

農家の方々がですね、やはり豊かになっていただかないと、やはり多良木町も活気が戻りませんので、是非ですねこれからも皆さん頑張っていただいて、良い農作物をつくっていただきたいなというふうに思ってます。

今年、たばこが非常によかつたというふうに、聞いております。

たばこが非常に良かつたと。

去年よりも1億円位、上がったというふうに聞いております。

ほんとに良いことだなと思ってます。

きょうは6時から夏と秋の茄子の出荷の反省会があるんですけど、そちらの方も非常に良かつたというふうに伺ってます。

イチゴ、メロン、胡瓜、それから、畜産のほうもですね、非常に畜産も高い値段で今ちょっと落ちてるらしいんですが、100万とか80万とかですね、いう値段で取引をされてますので、いずれも、多良木町、米もそこそによかつたと聞いておりますので、我町にとっては、今年は非常に良かつたかなというふうに思ってます。

来年もですね是非台風は、反れてほしいなというふうに思っているところです。

皆さん方の活動がですね、やはり多良木町の農業の安定化につながっていると思えますし、先ほど会長もおっしゃいましたように農地利用の最適化の推進ということですね、新たな仕事が増えたということもありますし、それに対して国からのお金も入つてということですので、これはもう、そのことは非常に私自身もよかつたなと思ってます。

そのことは議会でも1回論議になったことがありますけど、しかし、頑張っていただく、当然その報酬というのは、増えていくというのは、これは当然でありますので、そこはもう皆さん分つていただいておりますので、これからも、多良木町ですね、農業の推進について皆さんがたの中のおかげで、これはやはり、農業の安定化が図られているということはもう間違いありませんので、ぜひこれからも活動頑張っていただいて、多良木町の農業の発展のために力を尽くしていただければというふうに思います。

今日は年の瀬が迫ったということですね、年末、皆さんがたが年末そしてお正月を迎えられる、そしてまた来年がですね、やはり町の農業にとって本当にいい年になりますように、祈念してご挨拶に代えさせていただきたいと思います。

きょうはどうもお世話になります。

ありがとうございます。

○事務局

ありがとうございました。

町長におかれましては、所用がおありになり、ここで中座されます。

ありがとうございました。

○町長

実はですね、今、各課と一般質問の内容について打ち合わせをやってますので、すいませんがこれで退席をさせていただきます。

○議長

それではこれより議事に入ります。

まず、日程第 1 の議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

はい。

異議なしということですので私の方から指名をさせていただきます。

5 番、6 番をお願いします。

書記につきましては、事務局に、頼んであります。

続きまして日程第 2、議案第 33 号、農地を第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○事務局

日程第 2、議案第 33 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定していただくものです。

番号 1 番、当事者の住所氏名ご覧のとおりです。

申請物件は黒肥地の鎗掛松になります。

これについては、地目面積権利の内容等ご覧のとおりです。

申請理由といたしまして、相手方の要望、譲受人の規模拡大になります。

続きまして、2 番。

当事者住所氏名ご覧のとおりです。

申請物件につきましては、多良木字新山になります。

2 筆になっております。

地目、面積等ご覧のとおりです、相手方の要望で、譲受人の規模拡大になっております。

番号 3 番、当事者住所指名ご覧のとおりです。

申請物件につきましては、大字多良木字地藏堂 3 筆になっております。

地目面積等ご覧のとおりです。

申請理由につきましては、相手方の要望、規模拡大になっております。

どうぞご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの説明に関連しましてですね、調査員の方から調査結果の報告をお願いいたします。

○3 番

農地法に基づく許可検討事項について、議案第 33 号、1 番の説明をいたします。

平成 29 年 12 月 7 日、9 番、17 番、私と事務局で、調査しました。

耕作または、養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。譲受人は、常時農作業に従事すると見込まれます。

譲受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計は 12,308 m²で下限面積の 2 反以上です。

許可申請に係わる農地は、譲り渡し人の所有農地で申請農地は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のようなことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えます。次に、議案第 33 号 2 番の説明をいたします。

調査地は、農振農用地区区域内です。

耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は常時農作業に従事すると見込まれ、譲受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計は、5,610 m²で下限面積の 2 反以上です。

許可申請に係わる農地は譲渡し人の農地で、申請農地は、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のようなことから、許可条件等による許可要件はすべて満たしていると考えます。続いて議案第 33 号 3 番の説明をいたします。

調査地は第 1 種農地です。

耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は常時農作業に従事すると見込まれます。

譲受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計は 5,254 m²で下限面積の 5 反以上です。

許可申請に係る農地は譲り渡し人の所有農地です。

申請農地は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま
す。以上のようなことから、許可条件等による許可要件をすべて満たしていると考えま
す。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま議案第 33 号の申請理由説明と現地調査の結果の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

その他何かご質問、ご意見等あれば出していただきたいと思います。何かございま
せんか。

ないようですので、全員賛成ということで、議案第 33 号は、原案のとおり決定をさ
せていただきます。

続きまして日程第 3、議案第 34 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による進達意見の決定
についてを議題といたします。

申請の説明をお願いします。

○事務局

日程第 3、議案第 34 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する進達意見
決定について、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請がありまし
たので、許可、不許可についての進達意見を決定していただくものです。

番号 1 番申請者ご覧のとおりです。

申請物件大字多良木字鑑一筆になっております。

地目、面積ご覧のとおりです。

転用の理由といたしまして、堆肥舎及びサイロ置き場農機具置き場作業場となってい
ます。

施設の概要はご覧のとおりです。

よろしく願いいたします。

○議長

続きまして現地調査の報告をお願いします。

○9 番

農地法に基づく許可検討事項について、議案第 34 号、番号 1 番の説明をいたします。
平成 29 年 12 月 7 日、3 番、17 番、私と事務局で調査いたしました。

調査地は、農用地区域内農地です。

農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途、農業用施設
に転用されるものです。

申請地は自作地です。

従来利用していた堆肥舎、農機具置き場作業場が手狭となったため、従来の農業施設
に隣接して設置したいということで、今回申請されるものです。

転用の妨げになるものが認められず、資力や目的実現の確実性はあると思います。
被害の防除については、排水等についても十分に注意され、問題が発生した場合、直
ちに対処されることになっております。

以上のことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えます。

申請者は60歳で後継者もおります。

事業費として、450万円ほど上げられております。

○議長

ありがとうございました。

申請理由の説明と、現地調査委員からの調査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご意見等ありましたら出していただきたいと思います。

ありませんか。

無いようですね。

議案第34号は、原案のとおり許可相当として決定をして、県に意見を送付したいと
思います。

次に、日程第4、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による進達意見決定につい
てを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する進達意見
決定についてです。

下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請がありましたので、許可、
不許可についての進達意見を決定していただくものです。

番号1番、申請者住所氏名、ご覧のとおりです。

申請物件大字多良木字耳取、一筆になっております。

地目現況面積等ご覧のとおりです。

転用の理由といたしまして、住居建設となっております。

施設の概要は340㎡です。

ここにつきましては、譲受人、家を建てられる方は、現在、東9区の急傾斜地、土砂
災害警戒区域というところに住んでおられまして、こちらの方に転居をしたいというお
話でした。

よろしく願いいたします。

○議長

調査委員からの報告をお願いします。

○9番

農地法に基づく許可検討事項について、議案第35条番号1番の説明をいたします。

平成 29 年 12 月 7 日、3 番、17 番、私、事務局で調査いたしました。

調査地は第 1 種農地です。

申請地は、県道に面していて住宅が連檐している区域です。

住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。

譲受人は黒肥地東 9 区に居住されていますが、土砂災害警戒区域等指定地になっているため、移転先として申請地を選定されました。

ほかに代替できるような土地は見つからなかったそうです。

転用の妨げになるようなものは認められず、資力や目的実現の確実性についてはあると思います。

被害の防除については、何かあった場合は、その都度協議し解決されることになっております。

以上のことから、許可条項等による許可要件は、すべて満たしていると考えます。

申請人は 46 歳です。

土地代金として、340 m²で 30 万円です。

○議長

はい。

申請理由の説明と現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

このことについて何か質問なり、ご意見なりある方は出していただければと思います。

○13 番

申請人と譲渡し人の関係はどんな関係がわかれば教えていただきたいと思います。

○事務局

関係は、聞いておりません。

○議長

他人の関係のようです。

いいですか 13 番。

ほかにありませんか。

ないようですので、全員賛成ということで、議案第 35 号は原案のとおり許可相当として県に進達をしたいと思います。

日程第 5、議案第 36 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

この件につきましては、議事参与の制限に係わる人がおりますので、退席をお願いします。

12 番、13 番関連議案の審議が終わるまで退席をお願いします。

(12 番、13 番退席) 退席されましたので、関係議案の説明をお願いします。

○事務局

はい、日程第 5、議案第 36 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてをお願いします。

平成 29 年第 12 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による、別紙になります。別冊ですね、計画書について、11 月 30 日付けで、多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

退席された方に関係するものについての説明したいと思います。

(説明) 内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

よろしくをお願いします。

○議長

退席された方の関係する、議案の説明が終わりましたので、**質問、ご意見はありませんか。**

無いようですので、**退席された委員の入室**をお願いします。

次に、議案第 36 号の残りの議案のご説明をお願いします。

○事務局

別紙計画書をごらんください。

総括表の方でご説明したいと思います。

1 ページをご覧ください。(内容説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

○議長

今回の農地利用集積計画の説明が終わりました。

ただいま説明がありましたように、すべて適格要件を満たしているということです。

これより質疑に入ります。

議案第 36 号について、何かご質問なりご意見なりある方は、出していただきたいと思いますが、ありませんか。

ご意見、ご質問ありませんので全員賛成ということで、議案第 36 号は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして日程第 6、議案第 37 号下限面積の設定についてを議題といたします。

○事務局

はい、下限面積の設定についてということで議題になっております。

毎年ですね、年に一度下限面積につきましては、協議をするような形になっております。

本来ならばですね、50 アール、5 反の農地を所有していないと権利移動ができないということで設定をなされておりますが、当町におきましては、数年前から球磨川以北と

幸野溝以南につきましては2反、20アールということで、本来5反である面積を2反という形ですね、下げた形で農地の権利移動を許可運営しているところでございます。

そのことにつきましては、毎年12月ですね、総会時に確認をしていただき、問題無いか若しくはその下げた方が良いとか、上げた方が良いという意見等をまとめてですね、また、設定することになってます。

ご審議をいただき、現状維持なのか、どうするのかっていうのをですね、採決いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長

ただいま下限面積の面積決定についての説明が終わりました。

何か今まで問題があったとかそういった事無いですか。

○事務局

はい、下限面積の問題につきましては、今まで問題は特にございませんでした。

ちょっと内部的なですね、役場内のちょっと話として、空き家付き農家住宅というのが、鳥取県か島根県の雲南市というところで1アールを下限面積に設定しているということで、企画観光課から相談を受けたことがあったんですが、まだ2反未満でということのお話も上がっていないので、特段問題はないのではないかと当事務局のほうは考えております。

○議長

ただ問題は発生していないと確認しますが、従来、下限面積は50aでございましたが、各委員会によって、設定し直しても良いということでしたので、多良木町は球磨川以北を20aと、幸野溝以南を20aに設定し、それ以外ところについては従来どおり50aにとして設定して運用してまいりました。

ただ問題は無いということでしたので、私的には、今の設定の面積で維持していても、問題ないのではなかろうかと思いますが、皆さんがたのご意見をお伺いしたいと思います。

○17番

さっき出たのは空き家住宅ですかね。

よその県では・・・・・・・・。

当地区においても、恐らく自分の地区もですけども、後継者がいないと、空家は増えてくると予想される中で、やはりあの住宅付きの田んぼがですね、少し家庭菜園をするような状況で移住したい人がおられればですね、そういうことも、ホームページなどで揚げて、移住者を呼び込むというかな、そういう対策ということも、前もって進めればいいんじゃないかと、思います。

○事務局

今回の下限面積につきましては、2反要件と5反要件というふうになっておりまして、

何か特別にまた下限面積を下げる必要が出た場合は、総会の場で協議をいただいて決定していただくっていうようなことになっているようですので、今後そのように、もし、必要があるようであれば、その都度協議をして決定していただければと思います。

○議長

今のようなですね、17番が、提案されたような事例があった場合には、そういった特別な事例があった場合にはこの委員会でまた協議して決定をする。

農地付き住宅の場合は、皆さんがたの意見を聞いて決定していくということで進めてはいるんです。

5番、いいですか。

○13番

例えば、先ほど言われたように町の、5反以上の下限面積のところは・・・。

5反以上のところに、この・・・。

というのはやはり街中に、・・・・。

○議長

5反以上のエリアに農家住宅を求めて、小さな面積があったと下限面積を下回る、その時にはここで協議しながら、皆さんがたの意見を拝聴し、許可、不許可の決定をする。

(聞き取り不能)

ただ皆さんがたの決定が必要になる。

下限面積クリアできておりませんものは他から入って来られる・・・、土地建物まで、建物を求めたと、それに土地がついていると。

○事務局

話し合いの中でですね、2反を・・・。

○13番

聞き取り不能

○事務局

すいません。

農家付住宅に限らずですね、もう農地を求めていらっしゃる方が例えば3反で取得できるということであればですよ。

その下限面積を5反エリアを3反に下げるとか、今2反ということになっている地域につきましてもですね、1反ちょっとでもいいということで、この総会の場で審議して、協議とかできた場合にはですね。

1反ということでもクリアできるので、農家だけではなく、ほかの全体的な町全体の農地の所有でクリアできるということであれば、下限面積は5反であろうと、1aであろうと、OKということで、運用はできると思います。

もう話し合いで、この総会の中で決められた分が生きていくということで考えていただければ。

○13 番

聞取り不能。

○事務局

すいません、あのですね、農地の面積を下げると、耕作者がもうかなり増えると思います。

1 反位持っている方が例えば 10 人とか、小規模な農家とかも出てきたりするので、ある程度農地の集約とか団地化とか、管理する上では、あくまでも営農するには 5 反位必要だろうということで、国が決めてるわけで、施設園芸とかした場合には面積も下げることは可能なので、その部分は、当地域に合った面積設定というのがいいのかなって思います。

そこは皆さんで話し合いをしていただいてこの地域は球磨川以北は 2 反でもやっていけるだろうと、南側についても 2 反で大丈夫だろうということですね、農地が分散しすぎてしまっても当委員会でも管理も大変なと思うんですよ。

ちなみに北海道は 2 ヘクタールというふうな形です。下限面積が。

だからその地域の実情に合った設定が好ましいのではないかとと思うところではございます。

○13 番

希望される方が、出てきた場合に、下限面積もある程度その・・・。

(聞取り不能) ことができればですね、やはり意味合いがあるとだろうと思います。

○議長

13 番良いですか。

ほかにありませんか。

ないようでしたら、現状維持という形で決定させていただいていいでしょうか。

はい。

それでは、異議がないようですので、下限面積については、現状で進めていきたいと思えます。

続きまして日程第 7、議案第 38 号、事前調査委員の指名についてを議題といたします。

次回の総会は、1 月 10 日、午前 9 時から、事前調査を前日の 1 月 9 日午前 9 時からに予定しております。

調査委員については、10 番、4 番、19 番を、予定しております。

都合はいかがでしょうか。

それでは決定します。

事前調査は 1 月 9 日、火曜日、午前 9 時から、10 番、4 番、19 番を指名します。

総会は 10 日ですね、午前 10 時から、開催します。

皆様出席をお願いします。

場所は大体ここですが、ここの都合がつかない場合は、場所を変えます。

基本的には委員会室とってください。

ただいまから報告事項に入ります。

日程第 8、報告第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてご説明します。

期間の方がですね、平成 29 年 10 月 26 日から平成 29 年 11 月 27 日までの分になります。

お手元の資料ご覧下さい。

(内容説明)

以上で報告を終わります。

○議長

只今報告が終わりました。

この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

はい。

ないようですので、以上で報告は終わります。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で調整させていただくことをご了承下さい。

○事務局

これをもちまして、第 9 回農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末に相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

議長

5 番委員

6 番委員

事務局